

## 1. 雇い入れたら節税に ～雇用促進税制について～

労働者を新たに雇い入れたら節税になる。そんな制度があるのをご存知ですか。今回は、雇用促進税制についてです。雇用促進税制とは、税制改正法によって誕生した制度で、次のいずれかの事業主が対象となります。

- ①1年間で10%以上かつ5人以上(中小企業は2人以上)従業員を増やす等した事業主
- ②次世代育成対策推進法の認定を受け、「くるみん」を取得した事業主
- ③障害者を多数雇用する事業主

このうち、やはりメインになるのは①でしょう。内容は、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に始まるいずれかの事業年度において、「雇用促進計画」をハローワークに提出した上で、1年間で10%以上かつ5人以上(中小企業は2人以上)従業員を増やした場合に、従業員の増加1人あたり20万円の税額控除を受けることができるというものです。もちろん法人だけではなく、個人事業主も対象となり、その場合は平成24年1月1日から平成26年12月31日までとなります。また、10%の計算は、適用年度の雇用者増加数÷前事業年度末日の雇用者総数で計算します。従業員の新規採用をお考えの場合は、ぜひとも利用したい制度といえます。

なお、②については、次世代法の「認定」を受けた事業主が受けることのできる税制優遇措置(取得・新築・増改築をした建物等について、認定を受けた事業年度において、普通償却限度額の32%の割増償却をすることができる。)、③は、法定雇用率1.8%を達成している事業主で、雇用している障害者数が20人以上、かつ、雇用障害者に占める重度障害者の割合が50%以上の事業主等が受けることのできる税制優遇措置(取得・製作・建設した機械装置・工場用建物・付属設備・車両運搬具について、普通償却限度額の24%または32%の割増償却をすることができる。)というものです。

## 2. 無年金・低年金の発生を防止する「年金確保支援法」

8月初めに「年金確保支援法案」が国会で可決・成立し、(1)国民年金法、(2)確定拠出年金法、(3)厚生年金保険法の3つの法律がそれぞれ一部改正となりました。

この「年金確保支援法案」の趣旨は「将来の無年金・低年金の発生を防止し、国民の高齢期における所得の確保をより一層支援する観点から、国民年金保険料の納付可能期間を延長することや、企業型確定拠出年金において加入資格年齢の引上げや加入者の掛金拠出を可能とする等の措置を行う」というもので、主な内容は次の通りです。

### ◆一部改正された主な内容

- (1)国民年金法の一部改正:国民年金保険料の未納分を過去に遡って追納することのできる期間が、現行の「2年」から「10年」に延長されます。本人の希望により保険料を納付することで、その後の年金受給につなげることができるようにするためです。期間の延長は3年間の時限措置です。
- (2)確定拠出年金法の一部改正:加入資格年齢が、現行の「60歳」から「65歳」に引き上げられます。企業の雇用状況に応じた柔軟な制度運営を可能とするためです。また、従業員拠出(マッチング拠出)を可能として所得控除の対象とします。そして、事業主による従業員に対する継続的投資教育の実施義務を明文化することにより、老後所得の確保に向けた従業員の自主努力を支援します。
- (3)厚生年金保険法の一部改正:近年の経済情勢を踏まえ、母体企業の経営悪化等に伴い、財政状況が悪化した企業年金に関して措置が講じられます。

### ● 編集後記 ●

オススメの図書⇒帰省の時、新幹線の中で読んだ大野更紗さんの「困っているひと」。突然自己免疫疾患系の難病を発病してしまった著者の自叙伝。語り口こそ軽いものの、そこに描き出される病態とそれを取り巻く人や制度は衝撃でした。どん底の状況の中、前向きな気持ちで道を切り開いていこうという姿と、そんな過酷な状況の中でユーモラスな発想と視点に、勇気づけられました。命がけの笑いに「生きる」とは何かを問いかけるものでした。(秋山)



あおぞら人事・労務サポート  
 特定社会保険労務士  
 秋山幸子(登録NO.13050514)  
 三鷹市下連雀3-33-7-701  
 TEL:0422-24-8625  
 FAX:0422-24-8605  
 E-mail: info@aozora-sr.com  
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集:社会保険労務士  
 秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野支部)